新潟県条例第42号

新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の６第１項ただし書及び第３項、法第16条第１項及び第３項、法第19条第１項、法第23条第１項第３号並びに法第28条第１項の規定に基づき、職業能力開発校（以下「能力開発校」という。）の設置及び運営並びに能力開発校が実施する職業訓練の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。	
（設置） **第２条**　法第16条第１項の規定に基づき、能力開発校を設置する。 ２　（略）	（設置） **第１条**　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第１項の規定に基づき、職業能力開発校（以下「能力開発校」という。）を設置する。 ２　（略）
第３条　（略）	**第２条**　（略）
（能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練） **第４条**　法第15条の６第１項ただし書の条例で定める職業訓練は、短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練とする。	
（能力開発校で行う職業訓練とみなすことができる職業訓練） **第５条**　法第15条の６第３項の条例で定める職業訓練は、迅速かつ効果的な職業訓練とする。	
（普通課程の訓練基準） **第６条**　普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第１項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 (1)　訓練の対象者　学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業者等」という。）であること又は同法による高等学校を卒業した者	

若しくは同法による中等教育学校を卒業した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業者等」という。）であること。

(2) 教科　その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

(3) 訓練の実施方法　通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

(4) 訓練期間　中学校卒業者等を対象とする場合にあつては２年、高等学校卒業者等を対象とする場合にあつては１年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、中学校卒業者等を対象とするときにあつては２年以上４年以下、高等学校卒業者等を対象とするときにあつては１年以上４年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。

(5) 訓練時間　１年につきおおむね1,400時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が中学校卒業者等を対象とする場合にあつては2,800時間以上、高等学校卒業者等を対象とする場合にあつては1,400時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、１年につきおおむね700時間とすることができる。

(6) 設備　教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(7) 訓練生（第10条の規定により能力開発校に入校した者をいう。以下同じ。）の数　訓練を行う１単位につき50人以下であること。

(8) 職業訓練指導員　訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

(9) 試験　学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間１年以内ごとに１回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第１項（法第26条の２において準用する場合を含む。）の規定による技能照査をもつて代えることができる。

２　第３条第２項に規定する訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行われるものを標準とする。

（短期課程の訓練基準）

第７条　短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第１項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 (1) 訓練の対象者　職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。 (2) 教科　その科目が職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。 (3) 訓練の実施方法　通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか必要に応じて面接指導を行うこと。 (4) 訓練期間　６月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、１年）以下の適切な期間であること。 (5) 訓練時間　総訓練時間が12時間（規則で定める訓練科に係る訓練にあつては、10時間）以上であること。 (6) 設備　教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。 ２　第３条第２項に規定する訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行われるものを標準とする。 （無料とする職業訓練） 第８条　法第23条第１項第３号の条例で定める職業訓練は、能力開発校において職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程の普通職業訓練とする。 （職業訓練指導員の資格） 第９条　法第28条第１項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第48条の３各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、省令第39条第１号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。	
第10条　（略） （退校処分） 第11条　知事は、訓練生が次の各号のいずれかに該当する場合は、退校させることができる。	第３条　（略） （退校処分） 第４条　知事は、前条の規定により能力開発校に入校した者（以下「訓練生」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、退校させることがで

(1)～(4)　（略）	きる。 (1)～(4)　（略）
（入校考査料） 第12条　能力開発校（高等学校卒業者等を対象とする訓練科に限る。）の入校者選抜考査を受けようとする者は、入校願書に添えて、2,200円の入校考査料を納めなければならない。	（入校考査料） 第４条の２　能力開発校（学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする訓練科に限る。）の入校者選抜考査を受けようとする者は、入校願書に添えて、2,200円の入校考査料を納めなければならない。
２・３　（略）	２・３　（略）
（入校料） 第13条　普通課程の普通職業訓練（高等学校卒業者等を対象とするものに限る。次条において同じ。）を受ける訓練生は、5,650円の入校料を４月25日までに納めなければならない。	（入校料） 第４条の３　普通課程の普通職業訓練（学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とするものに限る。次条において同じ。）を受ける訓練生は、5,650円の入校料を４月25日までに納めなければならない。
第14条　（略）	第５条　（略）
第15条　（略）	第６条　（略）
第16条　（略）	第７条　（略）
第17条　（略）	第８条　（略）
第18条　（略）	第９条　（略）
第19条　（略）	第10条　（略）
第20条　（略）	第11条　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。